母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に関する御意見の募集について

令和８年11月19日
こども家庭庁成育局母子保健課

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

１．御意見募集期間
令和８年11月19日（木）～令和８年12月18日（金）17時（必着）

２．御意見募集対象
母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

３．御意見の提出方法
御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（２）電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：boshihoken.kikaku[atmark]cfa.go.jp
「こども家庭庁成育局母子保健課企画調整係」宛て
※　スパムメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。
※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MB

となっています。

（３） 郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関３－２－５ 霞が関ビルディング21階
こども家庭庁成育局母子保健課企画調整係宛て

４．御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名（法人名）及び住所（所在地）その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。